

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	公 告
○救急病院である旨の告示	(医療課) 297	○土地改良区役員の就退任届
○随意契約の相手方の決定	() ()	(農村振興課、南丹広域振興局) 299
○基本測量の終了	(用地課) 298	○府営土地改良事業の工事完了
○公共測量の終了	() ()	(南丹広域振興局) 300

告 示

京都府告示第265号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年5月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
蘇生会総合病院	京都市伏見区下鳥羽広長町101	令 5. 3. 27	令 8. 3. 26
新京都南病院	〃 下京区七条御所ノ内北町94	5. 4. 24	8. 4. 23

京都府告示第266号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年5月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 契約内容

令和5年度京都府救急医療情報センター管制保安管理業務委託

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府健康福祉部医療課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 契約日

令和5年4月1日

(4) 契約の相手方の名称及び住所

NTTデータカスタマサービス株式会社西日本支社

大阪市北区堂島3丁目1番21号 NTTデータ堂島ビル11階

(5) 契約金額

40,883,040円

(6) 契約の方法

随意契約

(7) 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

2(1) 契約内容

令和5年度京都府救急医療情報センター運用保守業務委託

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府健康福祉部医療課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 契約日

令和5年4月1日

(4) 契約の相手方の名称及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲三丁目3番3号 豊洲センタービル

(5) 契約金額

84,113,040円

(6) 契約の方法

随意契約

(7) 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号



京都府告示第267号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の地域の基本測量（令和4年京都府告示第119号）が令和5年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和5年5月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市及び船井郡京丹波町



京都府告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和4年京都府告示第40号）が令和5年3月31日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長から通知があった。

令和5年5月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

八幡市及び乙訓郡大山崎町



京都府告示第269号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和4年京都府告示第400号）が令和5年3月24日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長から通知があった。

令和5年5月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市南区、右京区、西京区及び伏見区並びに八幡市並びに乙訓郡大山崎町の一部



京都府告示第270号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和4年京都府告示第401号）が令和5年3月24日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長から通知があった。

令和5年5月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市伏見区並びに宇治市、八幡市及び久世郡久御山町



京都府告示第271号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和4年京都府告示第402号）が令和5年3月24日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長から通知があった。

令和5年5月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡久御山町、綴喜郡井手町並びに相楽郡笠置町及び精華町



京都府告示第272号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和4年京都府告示第581号）が令和5年3月31日終了した旨測量計画機関の長である精華町長から通知があった。

令和5年5月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
相楽郡精華町全域（陸上自衛隊関西補給処祝園弾薬支
処を除く。）



京都府告示第273号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用
する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測
量（令和4年京都府告示第676号）が令和5年3月30日
終了した旨測量計画機関の長である井手町長から通知が
あった。

令和5年5月2日
京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
綴喜郡井手町全域



京都府告示第274号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用
する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測
量（令和4年京都府告示第681号）が令和5年2月28日
終了した旨測量計画機関の長である舞鶴市長から通知が
あった。

令和5年5月2日
京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
舞鶴市字伊佐津及び字境谷地区

公 告

奥海印寺土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法
（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、
次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和5年5月2日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
長岡京市奥海印寺新度畑26	藤 井 良 章
〃 〃 西垣外2の2	伴 野 浩 之
〃 〃 東条2	藤 井 重 徳
〃 〃 門ノ町6	高 橋 義 彦
〃 〃 火ノ尾32	藤 井 孝 子

(2) 監事

住 所	氏 名
長岡京市奥海印寺城1	藤 井 昇 吾
〃 〃 太鼓山1の12	上 嶋 淳 宏

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
長岡京市奥海印寺新度畑26	藤 井 良 章
〃 〃 多貝垣外5の2	多 貝 嘉 人
〃 〃 東条2	藤 井 重 徳
〃 〃 新郷23の1	安 井 勝 彦
〃 〃 城1	藤 井 昇 吾

(2) 監事

住 所	氏 名
長岡京市奥海印寺門ノ町13	高 橋 和 広
〃 〃 太鼓山1の12	上 嶋 淳 宏



亀岡市東本梅町土地改良区の役員の改選に伴い、土地
改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に
より、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があっ
た。

令和5年5月2日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市東本梅町中野北垣内37	法 貴 孝 昭
〃 〃 大内垣尻 6	野 田 幸 秀
〃 〃 赤熊西垣内49	日下部 雅 夫
〃 〃 〃 東垣内 2	日下部 裕 司
〃 〃 松熊吉ヶ下12	中 村 敏 男
〃 〃 東大谷生子田 5 の 2	奥 村 嘉 宏
〃 千代川町千原 2 丁目10の31	高 屋 輝 雄

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市東本梅町中野南垣内 4 の 1	井 内 廣 樹
〃 宮前町神前天王下14	森 治 功

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市東本梅町松熊吉ヶ下10の 3	中 村 憲 治
〃 〃 中野北垣内37	法 貴 孝 昭
〃 〃 赤熊西垣内 8	中 川 寛
〃 〃 〃 〃 49	日下部 雅 夫
〃 〃 大内芝条14	中 西 一 之
〃 〃 東大谷生子田 5 の 2	奥 村 嘉 宏
〃 千代川町千原 2 丁目10の31	高 屋 輝 雄

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市東本梅町赤熊西垣内37	高 向 治 史
〃 〃 松熊吉ヶ下16	中 村 修 司



次の地区の府営土地改良事業の工事は、完了した。

令和5年5月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

地 区	工事完了年月日
大 保 池	令 5. 3. 15